役員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ＩＧＬ学園福祉会の役員の報酬について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程でいう役員とは、理事（理事長を含む）、監事、評議員、顧問及び参与（以下「役員等」という）をいう。

２ この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(2) 非常勤役員とは、役員のうち、役員以外の者をいう。

（報酬）

第3条　報酬は、役員等に対して、法人の職務執行の対価として別表1にもとづき支払うものとする。
顧問及び参与の報酬は、実情に応じ理事長が決定する。

２ 役員である理事長には、各年度、総額２千万円までの範囲で別表２に定めるところにより報酬を支払うことができる。

３ 役員である副理事長を置く場合も、各年度、総額2千万円までの範囲で別表2の定めにより、報酬を支払うことができる。

４ 前2項の役員を除く理事に対して、各年度の総額が3百万円を超えない範囲で報酬を支払うことができる。

５ 監事に対しては、各年度の総額が2百万円を超えない範囲で報酬を支払うことができる。

（費用弁償）

第4条　役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

２ 前項の費用弁償の額は、旅費規程に準ずる。

（適用除外）

第５条　法人の職員を兼務する役員（理事長、副理事長を除く）は、この規程を適用しない。

（改正）

第６条　本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付　則

１　この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は、平成 29 年 6 月 11 日より一部改正する。
この規程は、令和 2 年 8 月 1 日より一部改正する。

２　当法人で職員を定年退職した後に、役員となった場合、または、60 歳以上で新たに役員に就任した場合は、退職金は支給しない。

３　理事長、副理事長の、平成 24 年 4 月 1 日以降の在任期間に対する退任慰労金については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済契約に準じた額を退任時に支給する。

別　表１　　役員報酬（日当）

職　　名		区　分	報酬額
役　員	理事・評議員	日　額	１０，０００円
	監　事	日　額	１０，０００円

別　表２　　理事長等報酬

１．報酬月額

号　俸	理事長の報酬月額	副理事長の報酬月額
1	８５０，０００円	３７５，０００円
2	９５０，０００円	４２５，０００円
3	１，０５０，０００円	４７５，０００円
4	１，１５０，０００円	５２５，０００円
5	１，２５０，０００円	５７５，０００円
6	１，３５０，０００円	６２５，０００円
7	１，４５０，０００円	６７５，０００円
8	１，５５０，０００円	７２５，０００円
9	１，６５０，０００円	７７５，０００円

役員等名簿		
氏　　名	役職名・呼称	職　業　等
永見　憲吾	理　事　長	学校法人IGL学園　理事長、㈱エーデルワイス代表取締役
永見　悠騎	副 理 事 長	ベルシャレー施設群　管理者
渡辺　正子	理　事	シャレー施設群　管理者、IGLナーシングホームシャレー　施設長
大本　和則	理　事	弁護士
藤田　平三郎	理　事	セブンイレブンあさひが丘店　店長
青木　信之	理事	広島市立大学　特任教授
木村　構臣	監　事	公認会計士
井上　尚美	監　事	広島市民生委員児童委員

氏　　名	役職名・呼称	職　業　等
片山　仁寿	評議員	株式会社インターリスク総研
船本　聰武	評議員	株式会社メンテックワールド　特別顧問 広島アセアン協会　専務理事
鈴木　榮子	評議員	接遇マナー等講師
酒井　京子	評議員	元社会福祉法人IGL学園福祉会　職員
橋本　信子	評議員	安田女子短期大学　教授
日髙　澄子	評議員	元社会福祉法人IGL学園福祉会　職員
上本　貞子	評議員	元社会福祉法人IGL学園福祉会　職員